

地域密着型特別養護老人ホーム光和運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光和福祉会が開設する地域密着型特別養護老人ホーム光和(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画(以下「サービス計画」という。)に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、入居者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、長野市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 前各項のほか、長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第59号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 地域密着型特別養護老人ホーム光和

(2) 所在地 長野市三輪1317番地10

(入居定員)

第4条 施設の入居定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 2階ユニット9名 3階ユニット及び4階ユニット各10名

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者) 1名

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等、入居者の処遇に関すること及び苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員 入居者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 10名以上

看護職員 2名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 栄養士 1名

栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関すること及びそれに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者及びその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者及び支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務員 1名

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

第三章 設備

(設備及び備品等)

第6条 入居者の居室は個室とし、居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備える。

第7条 共同生活室は、各ユニットに設置しユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

第8条 調理室のうち火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第9条 医務室は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所とし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第10条 浴室は、居室のある階ごとに設け、入居者が使用し易いよう一般浴槽の他に特殊浴槽を設ける。

第11条 洗面設備は居室ごとに設け、トイレはユニットごとに設ける。

第12条 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第13条 その他の設備として、洗濯室・介護材料室・相談室・会議室・エレベーター・避難滑り台などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規

程の概要・従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者又はその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の介護保険被保険者証に介護保険法に規定する介護認定審査会意見が記載されている時は、当該介護認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第17条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者等に対する照会によりその者の心身の状況、生活歴及び病歴等並びに指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

第18条 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

2 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、当該入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行なう。

3 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第19条 施設は、入居に際しては入所の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入居者の介護保険被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第20条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。

2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。

3 施設は、従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

(サービス計画の作成)

第21条 施設長は、介護支援専門員にサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望並びに入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載したサービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。
- 6 施設は、施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

（介護）

第22条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、一週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭をさせる。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、前各項の他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 7 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第23条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- 2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

（機能訓練）

第24条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第25条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

（利用者の入院期間中の取扱い）

第26条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に

入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第 27 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(栄養管理)

第 28 条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第 29 条 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第 30 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第 31 条 施設が施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第 32 条 施設は前条により支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

(1) 居住費 2,270 円 (1 日あたり)。

(2) 食費 1,850 円 (1 日当たり)

(3) 理美容代 実費

(4) 電気器具使用料 1 台当たり 1,000 円、2 台目以降 1 台につき 500 円 (月額)

(5) 日常生活に要する費用で本人にご負担いただくことが適当である費用 実費

2 前 2 条の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対して、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付するものとする。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家

族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

- 4 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

(協力病院)

第33条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第34条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講ずるように努める。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(掲示)

第35条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、常時誰もが閲覧できるよう施設入り口に配置する。

(秘密の保持)

第36条 施設は、入居者又はその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第37条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の

物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、長野市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

- 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の廃止)

第 38 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを長野市に通報するものとする。

第 39 条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- (事故発生の防止及び発生時の対応)

第 40 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに長野市及び入居者の家族等に連絡をするとともに、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(緊急時等の対応)

第 41 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 42 条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画)

第 43 条 施設は、感染症や非常災害発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の事項)

第 44 条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

3 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

4 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

6 施設は、そのサービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する地域の地域包括支援センターの職員、施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

7 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第 45 条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定

める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 1 日改正）

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日改正）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。